

3回目接種のための海外予防接種完了者の接種歴の登録案内

□ 概 要

- 海外で新型コロナの予防接種を受けたが、韓国入国当時隔離免除書の発給を受けられなかった外国人*は、韓国で3回目の接種が可能
*(海外で予防接種を受けた外国人) 隔離免除書の所持者に限り、海外での接種歴を登録(2021年10月7日~)
- 在韓米軍*で予防接種を受けたが、退職などの所属変更などにより接種歴の登録が困難だった人も、登録が可能
*(在韓米軍内での接種者)在韓米軍で接種歴の登録後、予防接種確認書を発行

□ 目 的

- 今回の措置により1・2回目の接種歴を登録した外国人は、新型コロナワクチンの海外接種確認書(COOVを含む)が発行され、3回目の接種および防疫パスの適用が可能

□ 登録対象ワクチン

- 接種歴の登録は、WHOが承認するワクチン*のみ適用
* ファイザー、ヤンセン、モデルナ、アストラゼネカ、コビーシールド (AZ-インド血清研究所)、シノファーム (北京州)、シノバック、コワクチン
- 隔離免除書を所持していない外国人は、3回目の接種を完了すれば韓国内での予防接種歴を登録
- 再入国及び感染者との密接の際、隔離免除の適用も可能

□ 登録方法

- 国外予防接種歴の登録を希望する外国人は、身分証明書及び海外予防接種証明書を持参し、最寄りの保健所を訪問して接種歴を登録

<この翻訳はタヌリコールセンター 1577-1366が担当しました>